



【 改葬される方 】

合葬墓の申請時に改葬許可申請書を記入の上、写しを地域整備課環境整備係へ提出してください。

地域整備課環境整備係で合葬墓の許可を受けてから

村民課住民年金係で改葬許可申請書を提出してください。

改葬許可証の原本の提出を埋蔵までに地域整備課環境整備係へ提出してください。

※改葬をした際に土葬した方のお骨が出てきた場合、火葬（改葬）をする必要があります。

【 郵送にて申請される方 】

返信用封筒（切手を貼り、あて先を書いてください）を同封の上、

三宅村阿古497番地 三宅村役場 地域整備課環境整備係 宛までお送りくださ

① 火葬 → 合葬墓

手続き

1. 死亡届 ※村民課住民年金係へ提出
↓
2. 火葬許可
↓
3. 火葬場 申請 ※地域整備課環境整備係へ提出
↓
4. 火葬
↓
5. 合葬墓 申請 ※地域整備課環境整備係へ提出
↓
6. 合葬墓 許可

- ・ 合葬墓使用申請書
 - ・ 住所又は本籍がわかる書類
 - ・ 火葬許可証

↓
7. 粉骨 ※業者へ依頼
↓
8. 埋蔵日時調整 ※委託業者へ連絡
↓
8. 埋蔵

② - 1 改葬 → 合葬墓

手続き

1. 合葬墓 申請



2. 合葬墓 許可



3. 改葬 申請



4. 改葬許可



5. 粉骨



6. 埋蔵日時調整



7. 埋蔵

※地域整備課環境整備係へ提出

- ・合葬墓使用申請書
- ・埋蔵者が三宅村に住んでいた住所又は本籍を有していたことがわかる書類
- ・改葬許可申請書の写し

※村民課住民年金係へ提出

※業者へ依頼

※委託業者へ連絡

② - 2 改葬 → 火葬（改葬） → 合葬墓

手続き

1. 合葬墓 申請



2. 合葬墓 許可



3. 改葬 申請



4. 改葬許可



5. 改葬



6. 火葬（改葬）申請



7. 火葬（改葬）許可



8. 火葬（改葬）



9. 粉骨



10. 埋蔵日時調整



11. 埋蔵

※地域整備課環境整備係へ提出

- ・合葬墓使用申請書
- ・埋蔵者が三宅村に住んでいた住所又は本籍を有していたことがわかる書類
- ・改葬許可申請書の写し

※村民課住民年金係へ提出

※地域整備課環境整備係へ提出

※業者へ依頼

※委託業者へ連絡

② - 3 改葬 → 合葬墓

手続き

1. 合葬墓 申請



2. 合葬墓 許可



3. 改葬 申請



4. 改葬許可



5. 改葬



6. 粉骨



7. 埋蔵日時調整



8. 埋蔵

※地域整備課環境整備係へ提出

- ・合葬墓使用申請書
- ・埋蔵者が三宅村に住んでいた住所又は本籍を有していたことがわかる書類
- ・改葬許可申請書の写し
- ・墓地返還届

※村民課住民年金係へ提出

※業者へ依頼

※委託業者へ連絡

墓地返還

墓地返還届



墓地更地化



墓地返還受理通知書

② - 4 改葬 → 火葬（改葬） → 合葬墓

墓地返還

手続き

1. 合葬墓 申請



2. 合葬墓 許可



3. 改葬 申請



4. 改葬許可



5. 改葬



6. 火葬（改葬）申請



7. 火葬（改葬）許可



8. 火葬（改葬）



9. 粉骨



10. 埋蔵日時調整



11. 埋蔵

※地域整備課環境整備係へ提出

合葬墓使用申請書
・埋蔵者が三宅村に住んでいた住所又は
本籍を有していたことがわかる書類
・改葬許可申請書の写し
・墓地返還届

※村民課住民年金係へ提出

※地域整備課環境整備係へ提出

※業者へ依頼

※委託業者へ連絡

墓地返還届



墓地更地化



墓地返還受理通知書